

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5022A	5022001			z10001	内閣官房、人事院、内閣府、公正取引委員会、農林水産省、警察庁、金融庁、金融審判部、農林水産省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	特になし	既に契約の内容を限定することなく、金融機関等を対象として、債権譲渡禁止特約の適用除外規定を契約に盛り込んでいる。	d	-	引き続き、債権譲渡禁止特約の適用除外規定を契約に盛り込んでいく。また、個別の要望に対しても、個々の契約において柔軟に対応することとする。	-	-	社団法人 第二地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等の公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。		国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売掛債権担保融資を行うに当たり、承諾に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達は阻害している。		
5062A	5062001			z10002	警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、	外務省関係法令はなし	フィリピンについて国会で審議中、インドネシアなどについては交渉中。	b	-	日フィリピンEPAは国会審議中であるが、専門的技術的分野の外国人労働者受入に対する施策として、看護師・介護福祉士候補者を当初2年で1000人の受入枠内で受け入れる予定。他国については交渉中であり、未発効の協定の内容に係わる要望なので対応することは困難。	-	-	日本商工会議所	1	A	外国人労働者の受入れ拡大 専門的技術分野の人材	知識・技能を有する優れた専門的技術的分野の外国人労働者について、在留資格認定要件の緩和や在留期間延長など制度の見直しや手続きの合理化・簡素化を行いたい。また、経済連携協定(EPA)に向けた政府間協議において、看護師、介護士等の日本での受け入れ緩和について、日本語および専門分野での能力確保を前提に、受け入れの道を開くべきである。併せて、留学生について、生活環境面を含め、わが国における就職を支援する環境を整備されたい。	国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特に、左記の事項に重点的に取り組んでいただきたい。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法 施行規則		
5071A	5071003			z10003	法務省、外務省、財務省、	特になし	既に契約の内容を限定することなく、金融機関等を対象として、債権譲渡禁止特約の適用除外規定を契約に盛り込んでいる。	d	-	引き続き、債権譲渡禁止特約の適用除外規定を契約に盛り込んでいく。また、個別の要望に対しても、個々の契約において柔軟に対応することとする。	-	-	社団法人リース事業協会	3	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁(未対応の省庁:財務省、外務省、法務省)及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		
5079A	5079001			z10004	外務省、文部科学省、	外務省設置法第4条第15、16項	渡日前の外国人に対しては、在外公館の広報文化センター、領事窓口等で日本に関する情報を提供している。	d	-	渡日前の外国人に対する日本の教育制度に関する情報提供については、文部科学省において、日本の教育制度や就学手続き等についてまとめた「就学ガイドブック」(ポルトガル語等7言語)を作成していると承知している。外務省としては、同省と協議、連携しつつ、在外公館での同ガイドブック等の資料の備え付けやホームページの活用等により、提供する情報の充実を図っていききたい。	-	要望者からの以下の再意見を踏まえ、「措置の分類」、「措置の内容」、「措置の概要」につき再検討された。 「文部科学省により作成されている「就学ガイドブック」は、日本の各自治体にも配布されているが、残念ながら十分に活用されていないのが現実である。本要望における情報は、それを発信することだけでは不十分なものであり、その情報を伝えられるべき人がその情報を確実に得て、その内容を理解することが必要不可欠である。在外公館での「就学ガイドブック」等の資料の備え付けやホームページの活用等のみでは上記の目的は達成できないと考えられるため、文部科学省と連携して、さらなる対策を実施していただきたい。」	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	1	A	外国人の子どもの小学校入学前の保護者に対する支援	外国人の子どもの小学校入学前に、保護者に対する情報提供及び入学を支援する措置を講じることなど、自治体等が外国人の子どもの就学へと導くための施策について、基本的かつ具体的なガイドラインを示すとともに、自治体等が実施する事業に対し、財政的および人的支援をする。また、在外公館における査証発行時等の日本への渡航前に、日本の教育制度についての情報を渡航者に提供する	小学校入学前の外国人の子どもの保育実態は多様であり、日本の公立学校入学に関する情報が適当な機会に十分に提供されず、保護者による公立学校への入学準備が十分に行われていない。この結果、子どもの学校への適応が遅れ、場合によっては不登校になるなど、外国人の子どもの教育を受ける権利が保障されない恐れがある。	学校教育法第22条第1項、同第39条第1項	【規制の現状】学校教育法の就学義務は、外国人の子どもの適用されないが、外国人の子どもの保護者に対する小学校入学に関する情報提供や入学準備の支援などを適切に実施することが困難となっている。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5079A	5079007			z10005	法務省、外務省、厚生労働省、	外務省設置法第4条第15、16項	渡日前の外国人に対しては、在外公館の広報文化センター、領事窓口等で日本に関する情報を提供している。	d		渡日前の外国人に対する日本の労働、生活システム等に関する情報提供については、それぞれの情報を所掌する関係省庁と協議、連携しつつ、在外公館での関連資料の提供やホームページの活用等により、提供する情報の充実を図っていききたい。	-	「要望者からの以下の再意見を踏まえ、「措置の分類」、「措置の内容」、「措置の概要」につき再検討された。」「本要望における情報は、それを発信することだけでは不十分なものであり、その情報を伝えるべき人がその情報を確実に得て、その内容を理解することが必要不可欠であるため、さらなる取り組みの促進をお願いしたい。」	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	7	A	出入国管理の改善	査証発行時等の渡航前において、日本における生活や労働、教育等、日本に関する正確な情報提供を行う。日本国内における生計能力や心身の健康状態に課題を抱える外国人を早期に把握し、これらの外国人に対する指導・支援を効果的に進めるため、身元保証人に十分な責任分担を求めつつ、出入国管理行政と自治体とが連携して対処できるようにする。		新規に入国する外国人のなかには、渡航費や各手続き費用等の多額の経費を借金して入国する場合がみられる。一方、日本で働いている外国人が、生計能力が十分で無いため、母国にいる家族を呼び寄せる場合も増えている。また、渡航前に、日本における労働や教育、生活全般に関する情報が海外において正確に伝えられていないため、入国してから実態とのギャップに苦しみ、心身ともに病んでしまう外国人も少なくない。また、身元保証人も、その責任を十分に果たしているとはいえない。これらの現状は、地域での外国人との共生にとって大きな課題となっている。	出入国管理及び難民認定法第5条	【規制の現状】出入国管理及び難民認定法第5条第1項第3号に、上陸拒否の事由の一つとして、「貧困者、放浪者等で生活上又は地方公共団体の負担となる恐れのある者」が掲げられているが、同号はほとんど効果を発揮していない。
5079A	5079010			z10006	警察庁、法務省、外務省、	外務省関係法令は特になし	現在、我が国は、米国及び韓国との間で犯罪人引渡条約を締結している。また、相手国の法律に基づき、日本国内において犯した犯罪をその国で処罰すること(国外犯処罰)ができることは、その国の政府に対して国外犯処罰を求めるなどして対処している。	-	-	逃亡犯罪人の不処罰(「逃げ得」)は許さないとの立場から、米国及び韓国以外の国との間でも、引渡しの具体的な必要性、相手国の法制(民事的な刑事司法制度の整備・運用、自国民の引渡しの可否、条約がないことによる不利益等)といった諸般の事情を総合的に勘案しつつ、犯罪人引渡条約の締結を検討していくこととしている。また、同条約を締結する場合には、相手国から犯罪人の引渡しを受けることが困難である場合には相手国での処罰に向けた規定を含めることを検討することとしている。	-	「我が国の捜査当局が外交ルートを通さずとも外国の警察機関などと直接に捜査協力ができるようにする刑事共助条約の締結に向け、中国とは交渉中、ロシアとも実務者協議に入る」、「日本政府は容疑者の引き渡し要請に代わる措置として、ブラジル政府に対し、容疑者を捜査して処罰するよう要請した」との新聞報道がなされているところ、また、有識者会議である日本ブラジル21世紀協議会が独自にまとめた「日伯21世紀協議会提言」(平成18年7月25日)において、「両国政府は、司法協力につき引き続き緊密に協議していくべきである」とされているところ、本要望が想定しているブラジルとの政府間協議の立ち上げに向けた調整状況につき、「措置の概要」において可能な範囲で示されたい。	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	10	A	国外逃亡した外国人犯罪容疑者の適切な処罰制度の確立	日本国内で罪を犯し、自国へ逃亡した外国人犯罪容疑者に対し、「犯罪人引渡し条約」の締結や国外犯処罰などの制度を確立し、日本国政府として厳正な対処を講じること。		近年、交通事故や殺人事件の容疑者が身柄拘束前に自国へ帰国してしまい、刑事罰の適用を免れるという事態がおこっている。現在、日本はアメリカ合衆国と大韓民国の2カ国以外とは「犯罪人引渡し条約」を締結していない。また国によっては犯罪人引渡条約を締結したとしても、憲法上自国民の引渡しは認められない。また、相手国による国外犯処罰が行われていない場合もある。このまま容疑者の国外逃亡を放置すれば、国内の安全が脅かされるばかりか、外国人に対する感情の悪化を招く恐れがある。日本人住民と外国人住民の良好な関係維持と安全社会の実現のために、「犯罪人引渡し条約」の締結や国外犯処罰制度の確立が不可欠である。	刑法第1条	